

## 鳥取県告示第737号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年2月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年12月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人一步の会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
畑村 鉄男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市河原町渡一木277-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、利用される障がいのある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスに関する事業を行い、障がいのある方を中心とするまちづくりの推進を図り、地域や社会福祉の増進に寄与することを目的とする。